

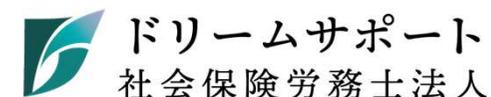
東京社会保険協会WEBセミナー

社会保険の基礎知識

3.年金の給付 ～障害年金と遺族年金～

2025年6月

ドリームサポート社会保険労務士法人



障害の給付

障害の給付

- 障害基礎年金（国民年金）
- 障害厚生年金（厚生年金）
- 障害手当金（厚生年金からの一時金）

障害年金が受けられる障害の状態とは

法令により障害の程度（障害等級 1 級～ 3 級）が定められている

*** 身体障害者手帳の等級とは異なる**

■ 障害等級 1 級

他人の介助を受けなければ、日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態

■ 障害等級 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害の状態

■ 障害等級 3 級

日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける、または労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態

障害基礎年金（国民年金）

3つの要件

■ 保険料納付要件

初診日の前日において、①初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がない、または、②全被保険者期間の3分の2以上保険料を納付または免除を受けていること

※①は初診日において65歳未満の場合に限る

■ 初診日要件

初診日に国民年金の被保険者であるか、または被保険者であった人で60歳以上65歳未満の国内居住者であること

■ 障害の状態

障害認定日に**1級・2級**の障害状態にあること

障害厚生年金（厚生年金）

3つの要件

■ 保険料納付要件

初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること

■ 初診日要件

厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること

■ 障害の状態

障害認定日※に**1級・2級・3級**のいずれかの障害状態にあること

※障害認定日：初診日から1年6ヵ月経過した日またはその期間内にその傷病が治った日

障害手当金（厚生年金からの一時金）

3つの要件

- 保険料納付要件※①
- 初診日要件※② ※①②は障害厚生年金と同じ
- 障害の状態が次のすべてに該当
 - 初診日から5年以内に**治っている**こと（症状固定）
 - 治った日に障害厚生年金を受けることができる状態よりも軽い一定の障害の状態であること
 - 国民年金・厚生年金・共済年金の年金給付、労災保険の障害を支給事由とする給付を受けていないこと

用語の説明

■ 初診日とは

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師等の診療を受けた日

■ 障害認定日とは

障害の状態を定める日のこと。初診日から1年6ヵ月経過した日、またはその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日）

障害年金の額

- **障害基礎年金**： 老齢基礎年金の**満額**と同じ（子の加算あり）
- **障害厚生年金**： 報酬比例の年金額と同じだが**300月みなし**がある

報酬比例の年金額 = A + B

A：平成15年3月以前の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 3}$$

B：平成15年4月以降の加入期間の金額

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 3}$$

- ※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

出典：日本年金機構『障害年金ガイド 令和7年度版』

遺族の給付

遺族の給付

- 遺族基礎年金（国民年金）
- 遺族厚生年金（厚生年金）

遺族年金の支給要件

遺族年金の受給対象者

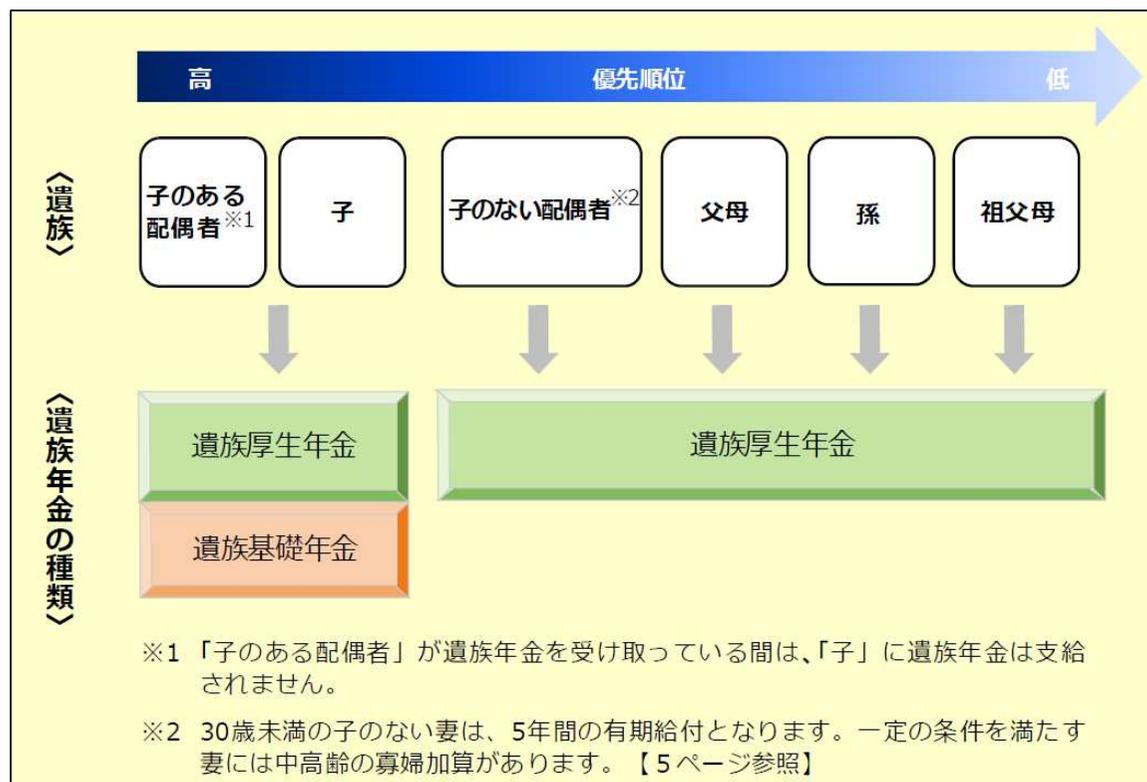
<遺族基礎年金>

子のある配偶者・子

<遺族厚生年金>

配偶者・子・父母・孫・
祖父母

※夫・父母・祖父母は**55歳以上**
であること（支給は60歳から）



出典：日本年金機構『遺族年金ガイド 令和7年度版』

遺族基礎年金の額（国民年金）

金額は一律（老齢基礎年金の満額） + 子の加算

遺族基礎年金の年金額は、一律の額となります。また、子の人数に応じて加算されます。

子のある配偶者が受け取るとき

年額831,700円^{※1} + (子の加算額)^{※2}

子が受け取るとき（次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。）

年額831,700円 + (2人目以降の子の加算額)^{※2}

※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方 …… **年額829,300円**

※2 1人目および2人目の子の加算額 …… **各 239,300円**

3人目以降の子の加算額 …………… **各 79,800円**

出典：日本年金機構『遺族年金ガイド 令和7年度版』

※金額は令和7年度額

遺族厚生年金の額（厚生年金）

亡くなられた方の厚生年金の加入期間や報酬額を基に計算

亡くなられた方の老齢厚生年金の
報酬比例部分の3/4 $= (A+B) \times 3/4$

A：平成15年3月以前の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125^{\ast 3}}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 4}$$

B：平成15年4月以降の加入期間

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481^{\ast 3}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 4}$$

- ※1 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額（過去の標準報酬月額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※2 平均標準報酬額……平成15年4月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額（過去の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※3 【2ページ】遺族厚生年金の要件④、⑤の場合は、乗率は死亡した方の生年月日に応じて異なります。
- ※4 【2ページ】遺族厚生年金の要件①、②、③について、**厚生年金保険の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。**

出典：日本年金機構『遺族年金ガイド 令和7年度版』

遺族年金の受給権の失権

遺族基礎年金

遺族基礎年金の受給権は、次のいずれかに該当したときに失権します。
該当した日から14日以内に、年金事務所または街角の年金相談センターへ届出が必要です。

子のある配偶者（亡くなった方の妻または夫）が受け取っている場合

(1) 受給権者本人（亡くなった方の妻または夫）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき

(2) 遺族基礎年金の受給権を有しているすべての子が次のいずれかに該当したとき

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
 - ③ 受給権者（亡くなった方の妻または夫）以外の方の養子となったとき
 - ④ 亡くなった方と離縁したとき
 - ⑤ 受給権者（亡くなった方の妻または夫）と生計を同じくしなくなったとき
 - ⑥ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
 - ⑦ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき
- ※ 上記⑥に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

亡くなった方が受け取っている場合

受給権者本人（亡くなった方の子）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
 - ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
 - ④ 亡くなった方と離縁したとき
 - ⑤ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
 - ⑥ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき
- ※ 上記⑤に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

遺族厚生年金

遺族厚生年金の受給権は、次のいずれかに該当したときに失権します。
該当した日から10日以内に、年金事務所または街角の年金相談センターへ届出が必要です。

亡くなった方の妻または夫が受け取っている場合

受給権者本人（亡くなった方の妻または夫）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
 - ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
 - ④ 夫が亡くなったときに30歳未満の「子のない妻」が、遺族厚生年金を受け取る権利を得てから5年を経過したとき（夫が死亡したときに胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金を受け取ることができるようになった場合を除く）
 - ⑤ 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取っていた妻が、30歳に到達する前に遺族基礎年金を受け取る権利がなくなり、その権利がなくなってから5年を経過したとき
- ※ 上記④⑤は、平成19年4月1日以降に夫が死亡した妻のみが遺族厚生年金を受け取ることとなった場合に限ります。

亡くなった方の子または孫が受け取っている場合

受給権者本人（亡くなった方の子または孫）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
 - ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
 - ④ 亡くなった方と離縁したとき（子が受け取っている場合）
 - ⑤ 離縁によって亡くなった方との親族関係が終了したとき（孫が受け取っている場合）
 - ⑥ 18歳になった年度の3月31日に到達したとき（障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあるときは20歳に到達したとき）
 - ⑦ 18歳になった年度の3月31日後20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき
 - ⑧ 亡くなった方の死亡当時、胎児であった子が生まれたとき（孫が受け取っている場合）
- ※ 上記⑥に該当した場合、「遺族年金失権届」の提出は不要です。

亡くなった方の父母または祖父母が受け取っている場合

受給権者本人（亡くなった方の父母または祖父母）が次のいずれかに該当するとき

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき（内縁関係を含む）
- ③ 直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき
- ④ 亡くなった方と離縁したとき（父母が受け取っている場合）
- ⑤ 離縁によって亡くなった方との親族関係が終了したとき（祖父母が受け取っている場合）
- ⑥ 亡くなった方の死亡当時、胎児であった子が生まれたとき

一人一年金の原則

■ 65歳未満は同一の支給事由による年金だけが併給できる

老齢基礎年金 + 老齢厚生年金

障害基礎年金 + 障害厚生年金

遺族基礎年金 + 遺族厚生年金

■ 65歳以上は併給できる組み合わせが決まっている

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○